



## トピックス



### 「求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください！」

最近、電話で「無料で当社のサイトに求人広告を掲載しませんか？」との勧誘があり、契約したところ、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載へ移行し、多額の広告料金を請求されるといった事案が多く発生しているようです。

### 求人広告をインターネット等に掲載依頼する際には

**事前に広告料金や掲載期間、無料掲載期間終了後の料金、解約方法等を確認した上で契約を行ってください。**

#### 実際に相談のあったケース

電話で求人広告の無料掲載の案内を受け、申請書がFAXで届き契約。申請書の下に「〇〇日経過後は有料掲載へ移行する。」と小さく記載されていたが、電話では有料掲載の話もなかったことから、記載内容に気がつかなかった。その結果、無料掲載期間経過後に自動で有料掲載に移行し、多額の広告料金を請求された。

※なお、求人者の求めに応じ、その募集情報をインターネット等で提供すること(あっせん行為を含まない)や、その広告料金を請求することは違法ではありません。

※ハローワークで求人公開した際に、求人広告サイトを運営する事業者等から電話がかかってくることもあるそうですので、ご注意ください。

### ハローワークでは、このような対応も可能です！

ハローワークの求人票上で、営業をお断りする旨を記載できます！

人事課 人事係長 担当 橋本 花子 電話番号 99-9999-9876 FAX 99-9999-9870 Eメール XXXXXXX@XXXXXXXX, XX, XX	<b>記載場所の例</b>	<b>記載例①</b>	ハローワーク以外の職業紹介事業者からの営業はお断り
		<b>記載例②</b>	求人掲載の営業はお断り

※営業を技術的に拒否できるわけではありませんので、あらかじめご了承ください。

担当者の連絡先を非公開にもできます！

ハローワークに提出した求人票をインターネットに公開する際に、**担当者的名前や電話番号などを非公開にすることができます！**

※ただし、同時に事業所名、所在地、ホームページ、画像情報などの他の企業情報も非公開となり、ハローワークの窓口の提供または求職者マイページのみ閲覧可能となります。非公開になる情報については、詳しくはハローワークにお尋ねください

出典：「ハローワークへ求人提出される事業主の皆さまへ～求人掲載時の営業電話のトラブルにご注意ください」



## 人事・労務

### 「深夜労働者の健康診断」



深夜労働とは22時～翌5時までの間の労働をいいます。  
この時間帯に勤務する労働者で一定の要件に該当する労働者は、年2回の健康診断の実施が義務付けられています。



#### 深夜労働従事者とは

『週に1回以上 または 1ヶ月に平均して4回以上』深夜労働を行っている労働者をいいます。  
なお、この時間帯（22時～翌5時まで）に1時間しか勤務をしていなくても本要件に該当すれば、年2回の健康診断が義務となります。また、この時間帯に労働していればたとえ残業であっても深夜労働に従事しているということになるため、22時を超える残業が多い（週に1回以上、または月に平均して4回以上）場合には対象者に含まれる可能性があり、注意が必要です。

#### 【企業に義務付けられている主な健康診断の種類と概要】

雇入れ時の健康診断	事業者が常時雇用する労働者を雇い入れるときに、医師による健康診断を実施することが義務づけられている（労働安全衛生規則第43条）
定期健康診断	事業者が常時使用する労働者に対し、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断を実施することが義務付けられている（労働安全衛生法第66条第1項）
特定業務従事者の健康診断	深夜労働や坑内労働等の特定業務に従事する労働者に対して6ヶ月以内ごとに1回、定期的に健康診断の実施が義務（労働安全衛生規則第45条）
海外派遣者の健康診断	6ヶ月以上海外に派遣される労働者について、派遣前及び帰国後に健康診断の実施が義務付けられている（労働安全衛生規則第45条の2）
歯科医師による健康診断	歯等に有害な業務に従事する労働者に対して歯科医師による健康診断の実施が義務付けられている（労働安全衛生法第66条第3項）
特殊健康診断	有害物質を取り扱う方やリスクの高い業務（高気圧業務、放射線業務、特定化学物質業務、石綿業務、鉛業務、有機溶剤業務、四アルキル鉛業務など）に従事する労働者に対して義務づけられている健診（労働安全衛生法第66条第2、3項）
給食従業員の検便	事業場附属の食堂又は炊事場における給食の業務に従事する労働者に対しては、雇入れの際又は配置替えの際に、検便による健康診断の実施が義務付けられている（労働安全衛生規則第50条の2）



1年に1回の定期健康診断の実施は原則としてすべての労働者（ただし、週の労働時間が30時間未満のものについては除く）に対して義務となっていますが、深夜労働（22時～翌5時）をする労働者については一定の基準（週に1回以上 または 1ヶ月に平均して4回以上）があるため、労働時間管理、シフト管理等の把握を徹底するようご注意ください。

フクシマ社会保険労務士法人  
労働保険事務組合 広島経営者同友会 / 広島一人親方同友会

〒730-0805 広島市中区十日市町1丁目1-9 相生通り鷹匠ビル2F  
TEL : 082-293-8102 FAX : 082-293-8104  
E-mail : info@jinji-fuku.jp URL : http://www.jinji.fuku.jp

